事務所通信　No.340

令和６年２月１日

社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　篠田パートナーズ事務所 ☎ 0254-22-5649 (代)

令和６年能登半島地震でお亡くなりになられた方々のご冥福を謹んでお祈りするとともに、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

また、被災地での救助活動・復旧作業に従事されている方々に深く敬意を表します。皆様が日常の生活に戻られますよう、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

■令和６年能登半島地震に伴う雇調金特例措置

令和６年能登半島地震に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされ、労使協定に基づき休業または出向を行う事業主を対象に、雇用調整助成金の特例措置が設けられました。本特例措置は令和６年１月１日から同年６月30日に休業等の初日がある対象期間（１年間）に適用されます。※令和６年１月２３日現在

１．令和６年能登半島地震に伴う経済上の理由

以下の理由が例示されています。

①取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない

②交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない

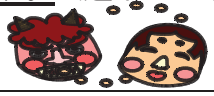
③電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない

④風評被害により、観光客が減少した

⑤施設、設備等の修理業者の手配や修理部品の調達が困難で、早期の修復が不可能など

２．事業活動の縮小

事業活動の縮小は、休業を開始した月（その前月または前々月でも可）の売上高や生産量などの指標が、前年同月と比べて10%以上減少している場合に特例措置の対象となります。（通常は３ヶ月の比較）



３．雇用量要件の撤廃

最近３ヶ月間の雇用量が前年同期比で一定以上増えている場合対象外とする取扱いが撤廃されます。



４．計画届

事前に計画届の提出が必要ですが、令和６年３月31日までに計画届が提出された場合は、令和６年１月１日以降に開始された休業等についても遡って助成対象となります。

５．クーリング期間の撤廃

過去に雇調金を利用した場合、前回の対象期間の満了日の翌日から１年を経過していなくても助成対象となります。

６．被保険者期間要件を撤廃

雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が６ヶ月未満の労働者も対象となります。

７．事業所設置後１年未満も対象

地震発生時に雇用保険適用事業所設置後１年未満の事業主も助成対象になります。

※以下は新潟、富山、石川、福井の各県内の事業者に適用される特例です。



８．助成率の拡大

中小企業２/３→**４/５**

大企業　１/２→**２/３**

９．支給限度日数の拡大

通常は１年100日、３年150日ですが、１年300日受給可能で、本特例で受給した日数は３年で150日の制限の対象に含めません。

10．休業規模要件の緩和

中小企業１/20以上→**１/40以上**

大企業　１/15以上→**１/30以上**

11．残業相殺

残業相殺を撤廃



■労働条件明示のルール改正

令和６年４月１日より、労働者に明示が義務付けられる事項が追加されます。

１．就業場所・業務の変更の範囲の明示

労働者を雇入れる際と、有期契約の労働者の契約を更新する際（定年後再雇用の有期契約も含みます。）、派遣労働契約の際に就業場所と業務について、それぞれ変更の範囲を明示することが義務付けられます。これにより、従来明示していた契約直後の場所や業務に加えて、想定される変更の範囲を明示しなければならなくなります。

①就業の場所と業務の変更の範囲について

改正前から明示が義務付けられていた「就業の場所」と「従事すべき業務」には次のものは通達により含まれるとされています。



(1)臨時的な他部門への応援業務
(2)出張、研修等の一時的な変更
(3)一時的なテレワーク

他方、次のものは就業する場所と業務には含まれませんので変更があり得る場合に明示が必要になります。



(4)配置転換
(5)在籍出向による出向先
(6)通常行うことが想定されるテレワーク

(4)～(6)が想定される場合には変更の範囲として明示する必要があります。

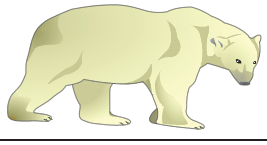


②変更の範囲の記載例【場所の場合】

(1)範囲を広くする場合
「会社の定める場所（在籍出向先を含む）」
(2)範囲を狭くする場合
「変更なし」

②-2変更の範囲の記載例【業務の場合】

(1)範囲を広くする場合
「全ての業務（在籍出向を含む）」
(2)範囲を狭くする場合
「変更なし」



２．更新上限の明示



①更新上限の明示事項

有期契約の労働者を雇入れる際と、その後契約を更新する際に、更新の上限を定める場合には、次のいずれかの明示が義務付けられます。
(1)通算契約期間（例：通算５年まで）
(2)更新回数の上限（例：４回まで）

上限を特に設けない場合、上限についての記載は無くても構わないとされていますが、無い場合も「無」等の記載がある方が望ましいです。

②更新上限を新設・短縮しようとする場合の説明事項

有期契約の更新に際して、更新上限を新たに設ける場合や、上限を短縮する場合にあらかじめその理由を説明することが必要になります。

３．無期転換に関する事項



①無期転換申し込み機会の明示

有期契約の更新により、通算５年を超えることとなる更新時に、更新した有期契約の期間中に無期転換を申し込むことができる旨を明示することが必要になります。初めて無期転換権を取得する更新時以降、有期契約を更新する都度明示が必要です。

②無期転換後の労働条件の明示

①の機会の明示のタイミングごとに、無期転換を申し込んだ場合の、無期転換後の労働条件を明示することが必要になります。無期転換前後で変更が無い場合は、その旨の明示、変更がある場合は変更となる事項のみを明示する方法でも差し支えありません。

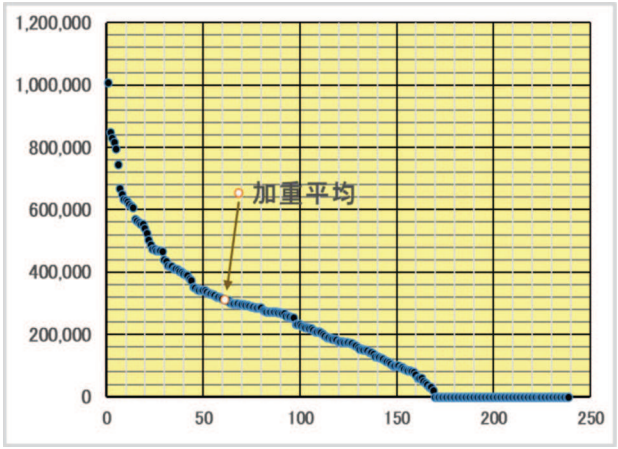
③均衡を考慮した事項の説明（努力義務）

①の機会の明示のタイミングごとに、無期転換後の労働条件を決めるにあたって、正社員等と待遇差がある場合に、その差の理由を説明することが努力義務とされます。業務内容や責任の程度等の差の根拠を整理しておく必要があります。

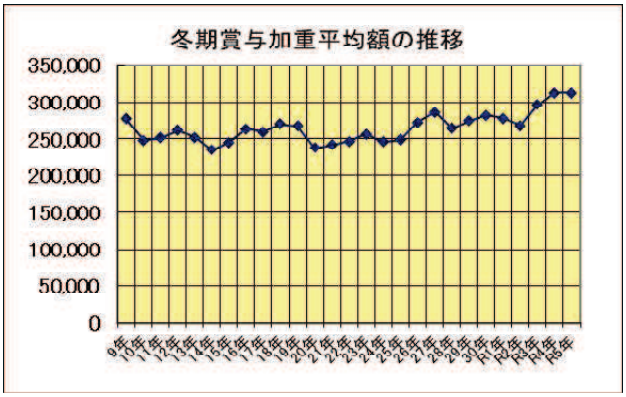
■Ｒ５年冬期賞与分析

▲当事務所が扱った「社会保険・賞与届」からの賞与支給状況の分析結果です。
（パートタイム被保険者を含む）

■会社別一人平均賞与額プロット（239社）



■全社加重平均額 312,405円（前年比 99.99%）



■賞与支給ゼロ企業は 29.3%（前年は27.8%）



■ 拾い読みの読書

だから、会社が倒産する

著　者／ 小宮一慶
出版社／ ＰＨＰビジネス新書　850 円＋税

P28　ドラッカーはマネジメントの役割を「特有の使命を果たす」ことと定義していますが、私は「ＱＰＳ」の独自性を追求することが必然的に他者との差別化につながり、みずからの組織に特有の使命を果たすことになる・・・Ｑ（Quality・商品、サービスの品質）、Ｐ（Price・価格）、Ｓ（Service・お金を貰わないサービス）・・・

P32　マーケティングとは、お客様が何を求めているかを見いだし、自社の強みを考慮した上で、それをＱＰＳに落とし込んで提供するプロセスです。イノベーションとは、世の中に対して新しい価値を生み出すことであり、ＱＰＳをドラスチックに変えることも、その一つです。

P84　経営の大原則として、人に仕事をつけてはいけません。仕事に人をつけなければいけない。

P129　経営者をはじめとするリーダーの、会社経営を成功させるための３つのポイント・・・・①新聞を読む。②経営の勉強をする。③何千年もの人類の歴史の中で、多くの人に「正しい」として語り継がれてきたものを学ぶことです。

■ 絵手紙通信



今年は六回目の年男。

事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (340号)

■ 備えよ、常に！ (R6.1.9)

▲今年の新年は、義母の喪に服して静かに迎えたが、箱根駅伝のテレビ観戦はいつものようにと、元日の昼には新潟の寓居で寛いでいた。そして、ことが起こったのは、夜の晩酌に備えて例年になく暖かな信濃川堤防を70分間、7.82kmのウォーキングから戻った直後の午後４時10分だった。

▲突然テレビから「チャラン、チャラン、緊急地震速報です。強い揺れにご注意ください！」、続いてスマホからけたたましく「ブワッ、ブワッ、ブワッ」。身構える間もなく衝撃を感じ、建物は軋み、強弱を繰り返しながら前後左右に揺れた。何せ、24階建ての20階の部屋。免震構造で、家具が倒れるとか物が落ちることは無かったが、振幅の大きさと揺れが収まるまでの時間の長さに暫し身を堅くした。

▲テレビは、震源は能登半島、最大震度７、新潟県も最大震度６と報じ、女性アナの「落ち着いて行動してください」との連呼が次第に興奮口調になり、つい「あなたも、落ち着け！！」。津波警報、大津波警報発令で、避難の呼びかけが更にヒートアップし、「このテレビを見ていないで、今直ぐに逃げてください！」。正論であることは承知しつつ苦笑してしまった。

▲幸い、眼下の信濃川に津波は来なかったようだが、一時小さな三角波が上流に向かっているようにも感じられたり、余震の震源が佐渡に近づくのを見て、万一に備えて浴槽に湯を張った。

▲直後から全国各地の友人から無事確認の連絡を頂き、感謝とともに、いつ何が起こるか分らない世に「備えよ、常に！」と確認し合った。

■ 年男 (R6.1.12)



▲異業種交流会の新年会は、元日に起こった能登半島地震の被災状況確認が挨拶代わりとなった。幸い皆被害はなく安堵しつつ、1964年に起こった新潟地震の激震、液状化、津波、橋崩落、石油タンク爆発等々の恐怖の体験を語り合った。

▲それは、私が中学１年で年男の年の出来事だったこと、10月の東京オリンピック開会式でブルーインパルスが青空に五つの輪を描いたこと、11月には日米初の衛星中継がケネディ暗殺の映像で、外は冷たい雨が降っていたことが蘇った。

▲何故か、次の年男、24歳のことに思いが移り、故郷に戻って開業した前年、社労士試験に合格した翌年で、修行に励んでいた東京の労務士事務所での日々や、田中角栄前首相がロッキード事件で逮捕されたことが直ぐに思い出された。

▲ならば次の36歳はと移り、分不相応の借金をして事務所兼自宅を新築した年であったこと、友人たちが開いてくれた新築祝いの抽選会の景品に、当時流行(はや)っていた坂本冬美のＣＤ「祝い酒」があったことまで思い出した。

▲ついでにと、48歳・・・何も思い浮かばない。60歳・・・還暦祝いで女房と温泉旅館に泊まり、赤いチャンチャンコを着せられたことしか思い出せない。そんな馬鹿なと手帳を開くと、仕事、会合、旅行、趣味・・・びっしり埋まっていた。

▲ならば、６回目の今年は、加齢による記憶力、想起力の衰えは覚悟しつつ、惰性に流されずメリハリのある生活で、その力の維持、回復の大実験を試みようと思いついた。しかし、結果を確認するには、次の年男まで元気に生き続けなければならないことに思い至って、さて・・・。